

樹林地維持管理助成事業

風水雪害の被害に対する助成金手続き Q & A

よくあるご質問について記載してありますので、ご確認ください

Q1 申請はいつから受け付けていますか。

A1 申請期間に制限はありません。

ただし、助成対象となるのは、被害発生の原因となった風水雪害に係る警報・注意報の発表日から起算して 10 日以内に行う作業であり、作業完了日から起算して 21 日以内に助成金交付申請及び実績報告書を提出する必要があります。

助成対象となる作業の詳細については説明資料をご確認ください。

Q2 作業を行う前に申請をすることはできますか

A2 作業前の申請はできません。作業完了日から起算して 21 日以内に助成金交付申請及び実績報告書を提出してください。

Q3 どのような管理作業に対して助成が受けられますか

A3 風水雪害によって樹林地の木が、隣のお宅に倒れてしまった場合や、道路、電線、電話線等にひっかかってしまった場合など、被害が現に発生し、緊急的に取り除く必要のあるときに、その木の伐採や倒木処理の作業費用と、作業で生じた廃棄物の運搬、処分費用が助成の対象となります。

樹林地内部に倒れてしまい、樹林地外周部へ危険が及ぶ状態でない樹木や、風水雪害によって傾いた樹木については、対象になりません。

Q4 5月に樹林地維持管理助成の申請をしたいと思っています。そのあと、風水雪害による被害が出た場合についても、助成を受けられますか

A4 可能です。

風水雪害の被害による管理作業の助成制度は、これまでの助成の履歴に関わらず、当該申請者様が申請できる件数は、1回の警報・注意報あたり1件、かつ、当該申請地で申請できる回数は、1回の警報・注意報あたり1回です。

Q5 1 回の警報・注意報に係る風水雪害で、所有する複数の地番について倒木が発生したので、それぞれ倒木処理を行いました。この場合、地番ごとに分けて申請することは可能ですか

A5 1 回の警報・注意報に係る風水雪害で、所有する複数の地番で倒木処理を行った場合は、まとめて申請をしてください。また、助成金額については複数の地番であっても総額 50 万円が上限額となります。

Q6 事業者に見積をとったら、50 万円以上になってしまいました。50 万円以上については、助成を受けられますか

A6 風水雪害の被害による管理作業に対して、助成金額の上限は 50 万円です。50 万円を超えた費用については、自己負担となります。
